



認定日本語教育機関 日本語教育課程編成のための指針（案）

就労のための課程、生活のための課程

※今後、中央教育審議会の下で決定予定。

1. 目的 2. 考え方

➤ 「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項（案）」2（3）⑤及び3（3）①

1. 目的

- 認定日本語教育機関が、認定を受けようとする各教育課程が目指す日本語能力を習得できるようにするために必要な教育内容、到達レベル、評価方法等を明確化することで教育の水準を確保する。
- 認定日本語教育機関が教育課程を編成する際の拠り所として、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する事項を示す。

認定基準第16条第1項

2. 考え方

- 認定日本語教育機関は、教育課程の編成に当たって本指針で示された事項に基づき、対象とする分野の特性を踏まえ、「日本語教育の参照枠」並びに別表「言語活動ごとの目標」を参照しながら、目的及び到達目標、学習目標に対応した教育内容を適切かつ体系的に定め、目標とする日本語能力が習得できるよう授業を設計、実施する。

「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）
「「日本語教育の参照枠」の活用ための手引」（令和4年2月18日文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ）

3. 留意点

- 各機関における教育内容の多様性を尊重しつつ、各機関が認定日本語教育機関として、責任をもって質の高い日本語教育に取り組む枠組みを構築することにより、教育の質保証を目指すものである。したがって、それぞれの分野における地域や現場のニーズ、各機関の独自性が教育課程に反映されることを阻害するものではない。
- 認定日本語教育機関が実施する学習項目等の個別の言語要素や指導方法を規定するためのものではない。それぞれの機関が、本指針を土台とし、自ら掲げる教育理念や教育課程の目的及び目標に基づき、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施し、学習者（生徒）が習得を目指している到達レベルまで見通しを持って学べるように支援し、学習者（生徒）への評価を適切に行うことが重要である。さらに、教育の実施に際し、機関の理念等とともに、学習者（生徒）に求める日本語能力、選考に当たっての基準を明示し、適切に入学者の選考を行うことが求められる。
- 各機関においては、教育課程の編成及び教育内容の実施に当たって、教員及び学習者（生徒）の負担に配慮し、学習時間の配分等について過度に負担となるような教育内容にならないよう留意する。
- 各機関においては体系性を維持した教育課程になるよう留意するとともに、教育の質の維持向上を目指して、教育課程の実施状況を点検、評価し、見直しや改善を図ることが求められる。

4. 認定基準に基づく確認事項

認定基準に基づいて教育課程の内容を確認する際に必要な事項

- 教育課程の目的・目標が規定されていること。
- 修業期間等、課程の時間的な枠組みが規定されていること。
- 課程の内容に関すること、授業の方法等が規定されていること。
- 修了要件が定められていること。
- ※ 対象となる学習者（生徒）と、その対象にどのような水準の日本語教育を実施することを目的とするかを規定し、適切な目標を設定する。
- ※ 教育課程の目的、目標に応じて適切な科目を学習者（生徒）の日本語能力に応じて体系的に開設すること。
- ※ 留学、就労、生活の各分野において、本指針で示す事項に基づき、「日本語教育の参照枠」を参照しながら、教育課程の編成に当たる。

※ 教育課程編成に当たって示す事項（3分野共通）

(1) 教育課程編成の考え方

(2) 教育課程の到達目標、到達レベル

(3) 修業時間・学習時間

(4) レベル設定及び学期

(5) 学習内容

(6) 授業科目

(7) 教材等

(8) 学習成果の評価

(9) 教育課程の修了要件

- ✓ 日本語教育機関認定法、認定基準等の関連法令及び審議会決定事項
- ✓ 「日本語教育課程編成のための指針」
- ✓ 「別表 言語活動ごとの目標」
- ✓ 「日本語教育の参照枠」
- ✓ 「日本語教育の参照枠 活用のための手引」
- ✓ 「認定申請の手引」、「よくある質問集」、「申請様式」

別表 留学分野における言語活動ごとの目標

5 - 1 分野ごとの教育内容

- 教育課程の編成に当たっては、認定基準に定められた「留学のための課程」「就労のための課程」「生活のための課程」の各日本語教育課程の教育目的を踏まえるとともに、「日本語教育の参照枠」の理念や内容について理解を深めることが必要である。
- 認定日本語教育機関における教育課程においては、学習者（生徒）個人の属性としての分野の重なりとは別に、各日本語教育課程が目的とする日本語能力の、特に「場面、相手、話題による言語活動」に焦点を当てており、具体的な言語活動の内容は留学、就労、生活の分野ごとに異なるという考えに立脚している。教育課程としての到達目標や学習内容は必然的に分野の違いが示されたものとなり、各機関には、各分野の特性等を踏まえた教育内容を工夫することが求められる。
- ※ ただし、異なる分野に関する教育内容を取り上げることが排除したり、極端に教育内容を制限したりすることを目指すものではなく、各機関における教育内容の特色として、他の分野に関する教育内容を盛り込むことを妨げない。

5 - 3 就労分野

(1) 教育課程編成の考え方

- 我が国での就労、又は就労を希望するために求められる、業種、職種ごとに異なる日本語能力を身に付けることに加え、業務遂行のための課題達成に必要な日本語能力や、就労を通じた自己実現のためのキャリアプランのために必要な日本語能力を意識し、自律的に日本語学習を続けることができる能力を育成していくことを目的とする。
- 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、特定の業種、職種における指導実績等に照らしつつ、企業、雇用主等の職場や産業界のニーズ、当該課程の対象とする学習者（生徒）の学習目的やニーズ、特性、また、就労探索、希望する業種や職種への送り出し、就労継続、キャリアチェンジ等の段階における特性への視点、日本語を使用して国・地域を超えて活躍するグローバル人材の育成への視点も取り入れながら、必要となる日本語能力の向上を目指し、適切かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施する。

(2) 教育課程の到達目標・到達レベル

- 教育課程の到達目標は、別表「就労分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」のほか、「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」「就労場面における日本語能力：参照表」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）、企業等のニーズを踏まえCan doで設定する。
- 適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、必要に応じて、Can doの一部修正や新たな作成ができる。
- 当該教育課程が主に対象とする学習者（生徒）のレベルに応じて当該教育課程の開始時点のレベルを設定した上で、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）全てにおいてB 1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程を一つ以上置く。
- 認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程で、目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合は、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定して実施することを妨げない（特定の言語活動を行わないことを含む。）。
- ※ ただし、ごく一部の言語活動で設定した到達レベルと他の言語活動の到達レベルが大きく異なる場合や、当該教育課程の一部のレベルに限定して教育を実施する場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないよう留意しなければならない。

(3) 修業期間・学習時間

- 修業期間は、設置する各教育課程の目的に照らし適切に定める。認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）は目的や目標とする日本語能力に応じて認定を受けた教育課程の修業期間の一部で構成される教育課程を履修することができる。
- 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数を維持した上で、別表を参照しつつ、適切に設定する。ただし、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程の場合は、学習者（生徒）の目的や日本語能力に応じて適切に定める。
- 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。

(4) レベル設定

- 教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。
- 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、一定の学習期間、学習時間で適切に区切り、レベルを設定する。
- ※ 当該教育課程の修業期間を通して学習することを前提とした場合に加え、認定基準第23条に基づき個々の学習者（生徒）が認定を受けた教育課程の修業期間の一部を履修する教育課程の場合も、その期間に見合った区切りを適切に設ける。
- 一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時間数、学習成果の評価を行う時期を設定する。
- レベルは「日本語教育の参照枠」に対応させながら、設定する。

レベルの名称は問わない。
様式10-1号、手引き
- 必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。
- 「日本語教育の参照枠」の習得レベル基礎段階の言語使用者となるA 1レベル相当の修了後、A 2レベル相当の習得や、自立した言語使用者としてのレベルであるB 1レベル相当以上の学びにつながる設定の在り方を検討し、学習者（生徒）の多様なニーズに対応する。

(5) 学習内容

○ 当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動と i ～ iii を踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。

i) 日本語能力【必須】

- ・当該教育課程全体で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。
- ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。

ii) 学習を自ら管理する能力【必須】

学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。

iii) 推奨する学習内容

- ・就労場面における社会・文化的情報：就労慣行やビジネスマナーなど
- ・交流・体験活動：職場見学や職業体験、異業種交流など
- ・総合学習：業界研究、企画についてのプレゼンテーションなど

(6) 授業科目

- 教育課程の編成においては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえて授業科目を定める。
- B 1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程においては、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の科目設置についても考慮する。
- ※ 認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じた教育課程を編成する場合、特定の言語活動を扱う授業科目を設置する場合もある。
- 分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な科目を設定することもできる。その際、科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。
- 授業科目ごとに、当該教育課程における一科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時等、必要に応じて学習者（生徒）に対し共有する。
- 各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標はCan doで設定する。

教育課程の目的、目標に応じて適切な科目を学習者（生徒）の日本語能力に応じて体系的に開設することが求められる（認定基準第22条）。各機関が編成する教育課程において、どのような授業科目を設定するかは各機関の判断に委ねられるが、内容が適切に計画・明示されていることを確認する。

(7) 教材等

- 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。
- 各教育課程の目的と学習目標に応じて、業務マニュアルや操作マニュアル、作業の手順書等の業務に関する資料を教材として使用すること、適切なレベルで場面に応じた関連キーワードを盛り込むこと、企業の担当者や技術者などの人材（リソースパーソン）を活用した学習活動を実施すること等を推奨する。
- 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意する。

(8) 学習成果の評価

- 各教育課程において、到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。
- 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。
- 必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせ、必要な評価ツールを用いる。また、評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。
- 就労を通しての自己実現について考えるなどのキャリア教育の視点、円滑に就労を進めていくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲、自律的に学習する能力などについて学習目標として設定している場合は、多様な評価方法を組み合わせ、適切な評価活動を実施する。
- 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。

(9) 教育課程の修了要件

- 教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、また、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じて編成された教育課程の場合についても、個々の学習者（生徒）の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修状況や目標の達成度、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。
- また、当該教育課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。

5 - 4 生活分野

(1) 教育課程編成の考え方

- 地域社会で自立した生活を送るための日本語能力を身に付けることに加え、生涯を通じて日本語を学び、学習を自ら管理する力を身に付け、教育課程修了後も自律的に日本語学習を続けることのできる能力を育成していくことを目的とする。
- 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、実施する地域の実情に照らし、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示されている以下の目標を踏まえる。

日本語を使って以下の事柄ができるようにすることを目標とする。

- ・健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- ・自立した生活を送ることができるようにすること
- ・相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- ・文化的な生活を送ることができるようにすること

(2) 教育課程の到達目標・到達レベル

- 教育課程の到達目標は別表「生活分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）を踏まえ、Can doで設定する。
- 適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、必要に応じて、Can doの一部修正や新たな作成ができる。
- 当該教育課程が主に対象とする学習者（生徒）のレベルに応じて当該教育課程開始時点のレベルを設定した上で、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）それぞれにおいて、B 1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程を一つ以上置く。
- 認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程で、目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合は、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定して実施することを妨げない（特定の言語活動を行わないことを含む。）。
- ※ ただし、ごく一部の言語活動で設定した到達レベルと他の言語活動の到達レベルが大きく異なる場合や、当該教育課程の一部のレベルに限定して教育を実施する場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないよう留意しなければならない。

(3) 修業期間・学習時間

- 修業期間は、設置する各教育課程の目的に照らし適切に定める。認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）は目的や目標とする日本語能力に応じて認定を受けた教育課程の修業期間の一部で構成される教育課程を履修することができる。
- 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数を維持した上で、別表を参照しつつ、適切に設定する。ただし、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程の場合は、学習者（生徒）の目的や日本語能力に応じて適切に定める。
- 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。

(4) レベル設定

- 教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。
- 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、一定の学習期間・学習時間で適切に区切り、レベルを設定する。
 - ※ 当該教育課程の修業期間を通して学習することを前提とした場合に加え、認定基準第23条に基づき個々の学習者（生徒）が認定を受けた教育課程の修業期間の一部を履修する教育課程の場合も、その期間に見合った区切りを適切に設ける。
- 一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時間数、学習成果の評価を行う時期を設定する。
- レベルは「日本語教育の参照枠」に対応させながら、設定する
- 必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系的性を担保する。

レベルの名称は問わない。
様式10-1号、手引き

(5) 学習内容

- 当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動と i ～ iii を踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。
- i) 日本語能力【必須】
- ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。
 - ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。
 - ・異文化間能力のほか、日本語学習などに関する意欲、自律的に学習する能力などについても学習目標として定めることが望ましい。
- ii) 学習を自ら管理する能力【必須】
- ・学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。
- iii) 推奨する学習内容
- 社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込む。たとえば、地域の方々との交流、地域イベントなどへの参加、公立図書館等の公共施設の利用や、情報・メディアリテラシーに関すること、公共サービス、民間サービスの利用、防災や健康維持に関すること等に加え、地域が抱える課題などについて考える活動などを盛り込むことが考えられる。

(6) 授業科目

- 教育課程の編成においては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえ授業科目を定める。
- B 1 以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程においては、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の科目設置についても考慮する。
- ※ 認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じた教育課程を編成する場合、特定の言語活動を扱う授業科目を設置する場合もある。
- 分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な科目を設定することもできる。その際、科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。
- 授業科目ごとに、当該教育課程における一科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時等、必要に応じて学習者（生徒）に対し共有する。
- 各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標はCan doで設定する。

教育課程の目的、目標に応じて適切な科目を学習者（生徒）の日本語能力に応じて体系的に開設することが求められる（認定基準第22条）。各機関が編成する教育課程において、どのような授業科目を設定するかは各機関の判断に委ねられるが、内容が適切に計画・明示されていることを確認する。

(7) 教材等

- 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。
- 各教育課程の目的と学習目標に応じて、地域の自治体などが発行する広報誌や防災マップや防災アラート、各種申請書、問診票などを活用して学習活動を設計すること、行政担当者や自治体、町内会の役員などの人材（リソースパーソン）を活用する学習活動を実施すること等を推奨する。
- 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意する。

(8) 学習成果の評価

- 各教育課程は、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。
- 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。
- 各課程では日本語教師や学習支援者、学習者（生徒）のまわりの人々などによる形成的なフィードバックや自身の学習を管理、調整する能力を育成するための振り返り活動等を重視しているため、多様な方法を組み合わせた評価活動を学習活動として実施する。評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。
- 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。
- 特段の事情がある場合を除き、外部の大規模試験を利用した日本語能力評価を求めない。

(9) 教育課程の修了要件

- 教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、また、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じて編成された教育課程の場合についても、個々の学習者（生徒）の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修状況や目標の達成度、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。
- また、当該教育課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。

別表 言語活動ごとの目標

- 別表は言語活動ごとに、レベル、目安となる学習時間、レベル別の目標を示したものである。
- レベル到達に必要なとされる学習時間は3分野共通のものである。
- 学習時間は、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示された学習時間の考え方を踏まえ、目安として以下を示す。

（学習時間の目安）

到達レベル	想定学習時間（単位時間：45分/単位）
～ A 1	100～150時間（134～200単位時間）程度
A 1 ～ A 2	100～150時間（134～200単位時間）程度
A 2 ～ B 1	150～220時間（200～294単位時間）程度
B 1 ～ B 2	350～550時間（467～734単位時間）程度
B 2 ～ C 1	350～550時間（467～734単位時間）程度

- 各分野における言語活動ごとの目標は、言語能力に関して、「日本語教育の参照枠（報告）」で示されている「言語活動別の熟達度」、「活動Can do」、各分野における事例を参考に、分野の特性を踏まえて記述されたものである。

別表 言語活動ごとの目標（就労分野）

レベル	学習時間 ^{【※1】}	就労分野における言語活動ごとの目標 ^{【※2】}						
		言語活動共通						
		聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと		
必須の設定レベル	A1	100～150時間	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	当人に向かって、非常にゆっくりと気をつけて発音されれば、あいさつや簡単な指示を理解することができる。	日常によくある短い簡単な表記であれば、イラストや写真などの視覚的補助や、場面から推測して読むことができる。馴染みのある固有名詞、単語や基本的な表現を部分的に理解することができる。	職場内のいつも接している相手とゆっくりとした繰り返し、言い換え、言い直しをしながらであれば、簡単なやり取り(あいさつ)、簡単な質疑応答(自己紹介や身近な話題について)をすることができる。	あらかじめ準備していれば、あいさつや自分の名前や所属などの簡単な情報を言うことができる。	自分の名前や所属などの基本的な事柄や、あいさつなどの定型表現ならば、平仮名といくつかのカタカナ、漢字を使って、書くことができる。
	A2	100～150時間	ごく基本的な個人情報や業務に関する情報など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常業務についての情報交換に応じることができる。	非常にゆっくりと話されれば、職場の基本ルールや安全衛生(守らなくてはならないこと)に関する語句や表現を理解することができる。(A2.1) ゆっくりと話されれば、日々の業務で行う決まった手続きや手順(日課、ルーティン)の語句や表現を理解することができる。(A2.2)	日常業務などの活動領域内でよく使われる語句で簡潔に書かれているのであれば、短い説明や指示(指示、危険警告など)を理解することができる。(A2.1) 職場内で日常的に使われる言葉で書かれているのであれば、確認や注文などの、短い一般的な様式の文書等を理解することができる。(A2.2)	(社内) 仕事上の簡単な情報交換で済む日常の話題ならば、コミュニケーションをとることができる。(A2.1) (社内) 担当者間ミーティング等の短いやり取りで、ときどき上司や同僚が助けてくれるならば、比較的容易に会話をすることができる。(A2.2) (社外) 非常に典型的な日常の話題ならば、自身の考えや情報を交換し、質問に答えることができる。(A2.2)	職場環境や日課などの日々の身近なことならば、簡単な語句や文を並べて単純な発表・報告をすることができる。(A2.1) 業務に直接関係のある事柄や物についてであれば、簡単な言葉や短い文を使って、説明することができる。(A2.2)	日常的な仕事上の事柄ならば、平仮名やカタカナ、いくつかの漢字を使って短い文をつなげ、簡単なメモや、ごく簡単な文を書くことができる。(A2.1) 日々の業務など広く自身と関わりのある事柄ならば、必要な漢字、順序(まず、次に、それから等)や理由(ので、から、が等)を表す表現を使って日誌や作業記録を時系列で書くことができる。(A2.2)
	B1	150～220時間	日常業務で出合うような話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。自分の業務に関係のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	はっきりとした共通語の日本語で話されれば、部署内での作業指示や引継ぎ事項など、日々の話題の短い説明を理解することができる。(B1.1) はっきりとした共通語の日本語で話されれば、社内の仕事上の話題について、簡単な事実関係の情報を理解することができる。(B1.2)	簡潔に事実等に基づいて書かれているのであれば、担当領域や業務の範囲内の、指示書や申し送り事項などは十分に理解することができる。(B1.1) 業務上の課題遂行のために、マニュアルや関連資料やメールなどにざっと目を通し、業務に必要な情報を収集することができる。(B1.2)	(社内外) 仕事に関連のある身近な事柄や一般的なニュースの話題ならば、個人的な意見を表明したり、情報を交換したりすることができる。(B1.1) (社内外) 担当領域に関連したことであれば、解決すべき事柄について話し合いをすることができる。情報を交換したりチェックしたり、確認したりすることができる。(B1.2)	説明すべき事柄を順序だてて、比較的流暢に、簡単な発表や報告をすることができる。(B1.1) 聞き手が理解しやすいよう、要点を選んで話すことができる。また、容易に推測できる質問には対応することができる。しかし、込み入った質問に対応することができない。(B1.2)	日々の業務など広く自身と関わりのある事柄ならば、平仮名、カタカナ、漢字を使い分けて、標準的な形式を模倣しながら、短い報告文やメール文を書くことができる。(B1.1) 担当領域の事柄についてならば、表記上のルールに留意して、自身の調べた情報や事実を、意見を交えながら整理して報告することができる。(B1.2)
総学習時間	350～520時間							

【※1】 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64が示す学習時間数。
【※2】 A1～B2レベルの目標は「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」(厚生労働省)、「就労場面における日本語能力:参照表」p.11、C1レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」、「言語活動別の熟達度」p.23、「活動Can do一覧」p.24-48を参考に作成。

レベル	学習時間 ^{【※1】}	就労分野における言語活動ごとの目標 ^{【※2】}						
		言語活動共通						
		聞くこと	読むこと	話すこと		書くこと		
			話すこと (やり取り)	話すこと (発表)				
任意の設定レベル	B2	350～550時間	自分の担当業務の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。	共通語の日本語で話されれば、社内で行われる議論等で、担当領域の議論の流れを理解することができる。(B2.1) 共通語の日本語で特殊な慣用表現などが使われていなければ、スピーチ、講演、顧客による説明などを理解することができる。自社や競合他社のニュースを聞いて理解することができる。(B2.2)	担当領域の文書や記事やメールを、独力でだいたい読み解くことができる(広汎な語彙力を持っているが、頻度の低い慣用語にはいくらか手こずることもある)。(B2.1) 専門領域の書籍や論文等から、比較長い文章を理解し、必要な情報や論点を読み取ることができる。(B2.2)	(社内外) 相手に、一般的な事柄について、ストレスを感じさせることなく、流暢に会話することができる。重要なことを強調したり根拠を示したりして、自分の考えをはっきりと説明し、主張することができる。(B2.1) (社内外) 担当領域から一般的なもので幅広い話題について、流暢に、正確に、効果的に言葉を用いて、言いたいことを概ね表現できる。その場にふさわしい丁寧さで、自然なコミュニケーションをとることができる。(B2.2)	担当領域に関連するテーマについて、多様な選択肢の利点や不利な点を示しながら、自身の主張を明確に説明することができる。また、想定できる様々な質問にも対応することができる。(B2.1) 専門領域に関連するテーマについて、要点を適切に強調し、明確かつ体系的に展開でき、流暢に発表・報告をすることができる。内容の補足など、事前準備のない展開にも対応することができる。(B2.2)	担当領域に関する事柄ならば、詳細に書くことができる。自身の考えの根拠を示しながら説明する文章を書くことができる。(B2.1) 専門領域に関する事柄ならば、伝えたい、あるいは主張したい重要な点と補足事項のバランスを適切に考慮し、読み手が理解しやすいメール、レポート、プレゼン資料等を書くことができる。(B2.2)
	C1	350～550時間	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解ことができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	特に耳慣れない話し方をする話者の場合には、時々細部を確認しなければならない場合があるが、自分の専門領域外の抽象的で複雑な話題についての長い発話にも充分についていける。	もし難しい箇所を読み返すことができれば、それが自分の専門領域に関連していなくても、新しい機械や使用手順についての長い複雑な説明を細かいところまで理解できる。	自分の専門領域外の話題についての専門家による抽象的な、複雑な話を詳しく理解できる。ただ、馴染みのない話し方の場合は特に、時々詳細を確認する必要がある。感情表現、間接的な示唆、冗談などを交えて、社交上の目的に沿って、柔軟に、効果的に言葉を使うことができる。	複雑な話題について、明瞭かつ詳細な記述やプレゼンテーションができる。下位テーマをまとめたり、一定の要点を展開しながら、適当な結論にもっていくことができる。聴衆からの不意の発言にも対応することができる。ほとんど苦勞せずに自然に反応できる。	複雑な話題について、明瞭にきちんとした構造を持った文章を書くことができる。関連性のある重要点を強調して、補助的事項、理由、関連する詳細な事例を付け加えて、論点を展開し、それを維持していくことができる。最後に、適切な結論で終わることができる。

【※1】 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64において示された学習時間の考え方で示された学習時間数。
【※2】 A1～B2レベルの目標は「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」(厚生労働省)、「就労場面における日本語能力:参照表」p.11、C1レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」、「言語活動別の熟達度」p.23、「活動Can do一覧」p.24-48を参考に作成。

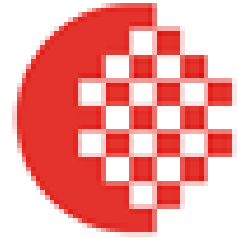
別表 言語活動ごとの目標（生活分野）

レベル	学習時間 ^[※1]	生活分野における言語活動ごとの目標 ^[※2]				
		言語活動共通				
		聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと
必須の設定レベル	A1 100～150時間	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や家族などを紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。				
		はっきりとゆっくり話してもらえれば、自分や家族など身近で具体的なものに関する聞き慣れたごく基本的な表現を聞き取れる。	掲示やポスター、役所や学校からのお知らせの中のよく知っている名前、単語、単純な文を理解できる。	相手がゆっくり話し、また助け船を出してくれるなら、身近な話題についてのごく簡単な質問について、聞いたり答えたりできる。	どこに住んでいるか、また、知っている人たちについて、ごく簡単な言葉や文を使って話すことができる。	新年の挨拶などの短い簡単なメッセージや名前や住所などを書くことができる。
	A2 100～150時間	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、居住地域、職業など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。				
		自分や家族など身近な話題でよく使われる語彙や表現を理解することができる。短いはっきりとした簡単なメッセージやアナウンスの要点を聞き取れる。	掲示やポスター、役所や学校からのお知らせの中の短い簡単な文なら理解できる。簡単に短い個人的な手紙は理解できる。	身近な話題や活動についての短い簡単なやり取りができる。短い社会的なやり取りをすることができる。	家族、周囲の人々、居住地域などの身近な話題について、短い簡単な文を使って説明できる。	身近な事柄なら短いメモやメッセージを書くことができる。ごく簡単な個人的な手紙を書くことができる。
B1 150～220時間	日常生活で遭遇するような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。日常生活で起こりそうな、大抵の事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のある文章を作ることができる。経験、出来事、夢、希望などを説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。					
		日常生活における共通語での会話なら要点を理解することができる。ゆっくり、はっきりとしているなら、ラジオやテレビ番組の要点を理解することができる。	身近な話題や個人的に関心がある内容の文章なら理解できる。出来事、感情、希望が表現されている文章を理解できる。	日常生活において起こる大抵の状況に対応できる。日常生活に関することや個人的な関心事について、準備なしで会話に入ることができる。	経験や出来事、将来の夢や希望などを簡潔に語るることができる。意見や計画に対する理由や説明を簡潔に話すことができる。本や映画のあらすじを話し、感想や考えを発表できる。	身近で個人的に関心のある話題について、まとまりのある文章を書くことができる。経験や印象について書くことができる。
総学習時間	350～520時間					

[※1] 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64において示された学習時間の考え方で示された学習時間数。
 [※2] 各レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」p.23-48「言語活動別の熟達度」、「活動Can do一覧」を参考に作成。

レベル	学習時間 ^[※1]	生活分野における言語活動ごとの目標 ^[※2]				
		言語活動共通				
		聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと
任意の設定レベル	B2 350～550時間	日常生活における具体的な話題でも、例えば社会問題のような抽象的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者と流ちょうかつ自然なやり取りができる。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細な文章を作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。				
		長い会話や複雑な議論を理解できる。たいていのテレビのニュースや時事問題の番組を理解できる。共通語の映画なら、大多数は理解できる。	筆者の姿勢や視点が出ている現代の問題についての記事(新聞の社説など)や報告書などが読める。	熟達した日本語話者と流ちょうで自然な会話ができる。身近な話題についての議論に積極的に参加し、自分の意見を正確に説明できる。	興味関心がある分野の幅広い話題について、明瞭で詳細な説明をすることができる。時事問題について、いろいろな可能性の長所、短所を示して自己の見方を説明できる。	興味関心がある幅広い話題について、一定の視点から明瞭で詳細な説明文を書くことができる。手紙やメールで、事件や体験について自分にとっての意義を中心に書くことができる。

[※1] 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64において示された学習時間の考え方で示された学習時間数。
 [※2] 各レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」p.23-48「言語活動別の熟達度」、「活動Can do一覧」を参考に作成。



文化庁